

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日は、
翌日)

目次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
◇告 示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理

国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号の一部改正

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

換地計画の認可

昭和四十一年十一月鳥取県告示第六百四十四号の一部改

正 収入証紙の小売さばき人の指定

◇教委告示 教育委員会の会議の招集

◇公 告 消防設備士試験の実施

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(中)「一五〇、〇〇〇円」を「二六三、〇〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

別表第一の一の二の(中)「一人一日当たり九〇円以内とする。」を「一人一日当たり一〇〇円以内とする。ただし、六日以降については一人一日当たり一三〇円以内とする。」に改める。

別表第一の一の三の(一)中

季 別	世一帯人	世二帯人	世三帯人	世四帯人	世五帯人	六人以上一人を増すことに加算する額
夏季(四月一日から九月三十日まで)	三、〇〇〇円	四、二〇〇円	六、〇〇〇円	七、二〇〇円	八、四〇〇円	一、二〇〇円
冬季(十月一日から翌年三月三十一日まで)	五、〇〇〇円	六、二〇〇円	九、一〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、二〇〇円	一、四〇〇円

を

季 別	世一帯人	世二帯人	世三帯人	世四帯人	世五帯人	六人以上一人を増すことに加算する額
夏季(四月一日から九月三十日まで)	四、一〇〇円	五、三〇〇円	七、一〇〇円	八、三〇〇円	九、五〇〇円	一、三〇〇円
冬季(十月一日から翌年三月三十一日まで)	六、三〇〇円	七、五〇〇円	一〇、四〇〇円	一二、三〇〇円	一五、二〇〇円	一、五〇〇円

に改める。

別表第一の一の三の(一)中

季 別	世一 帯 人	世二 帯 人	世三 帯 人	世四 帯 人	世五 帯 人	六人以上一人を 増すごとに 加算する額
夏季(四月一日から 九月三十日まで)	1,000円	1,300円	1,500円	1,800円	2,000円	300円
冬季(十月一日から 翌年三月三十一日まで)	1,800円	2,100円	2,300円	2,600円	2,800円	300円

季 別	世一 帯 人	世二 帯 人	世三 帯 人	世四 帯 人	世五 帯 人	六人以上一人を 増すごとに 加算する額
夏季(四月一日から 九月三十日まで)	1,100円	1,400円	1,600円	1,900円	2,100円	400円
冬季(十月一日から 翌年三月三十一日まで)	1,900円	2,200円	2,400円	2,700円	2,900円	400円

に改める。

別表第一の六の三中「二八、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改める。
別表第一の八の三の(二)を次のように改める。

(二) 文房具及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 八九〇円

中学校生徒 一人当たり 九五〇円

別表第一の九の三中「大人二、二〇〇円、小人一、八〇〇円」を「大人三、七〇〇円、小人三、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	全都道府県	昭和四十二年六月十五日
高田 "	境港市東雲町七	"	八日
宮脇 医院	鳥取市西町五丁目一〇一	"	十二日

鳥取県告示第四百四十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	昭和四十二年六月十五日
高田	境港市東雲町七	八日
隅田歯科	米子市角盤町二丁目二二	十五日

鳥取県告示第四百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十二年六月十日	尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六番地	尾崎鼎

鳥取県告示第四百四十八号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 香川県 岐阜県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿児島県 青森県 長野県」を「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 岐阜県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県」

県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿児島県 青森県 長野県」に改める。

鳥取県告示第四百四十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査又は投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表

実施期日		実施区域	実施場所
第一次	第二次		
七月十二日	七月十五日	鳥 取 市	明治検診場
“ 十四日	“ 十七日	“	美穂 “
“ 十五日	“ 十八日	“	大和 “
“ 十七日	“ 二十日	“	米里 “
“ 十八日	“ 二十一日	“	倉田 “
“ 十九日	“ 二十二日	“	美保 “
“ 二十四日	“ 二十七日	河 原 町	河原 “
“ 二十五日	“ 二十八日	“	国英 “
“ 二十八日	“ 三十一日	“	散岐 “

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第九十四号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、数津土地改良区から申請のあつた換地計画を昭和四十二年六月二十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十一号

昭和四十一年十一月鳥取県告示第六百四十四号（鳥取県有料道路三朝高原道路の料金の徴収事務を行なう時間について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「十月一日から三月三十一日まで 午前八時から午後五時三十分まで
四月一日から九月三十日まで 午前七時から午後七時まで
「四月一日から六月三十日まで 午前七時から午後七時まで
七月一日から九月三十日まで 午前七時から午後十時まで
十月一日から三月三十一日まで 午前八時から午後五時三十分まで」
に改める。

鳥取県告示第四百五十二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売さばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十二年三四四号 六月二十七日	倉吉市上井町 一丁目十番地	鳥取県職業訓練後援会 会長 岡田貞雄		倉吉市上井町 一丁目十番地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年六月三十日

公 告

- 鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一
- 一 日時 昭和四十二年七月四日午後二時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題 1 市町村教育委員会設置法の承認について
2 その他

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定により、次のとおり消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の11の規定により公告する。

昭和42年6月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 消防設備士試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 試験の日時

(イ) 筆記試験 昭和42年8月17日から19日までのうち受験票によつて通知する日時

(ロ) 実技試験 昭和42年9月6日から8日までのうち筆記試験結果通知書によつて通知する日時

イ 試験の場所

(ロ) 筆記試験 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁

米子市梳町1丁目160番地 鳥取県西部総合事務所

(ハ) 実技試験 筆記試験結果通知書によつて通知する場所

(2) 試験の種類

ア 甲種消防設備士試験（以下「甲種試験」という。）

イ 乙種消防設備士試験（以下「乙種試験」という。）

受験できる種類及び指定区分の数は制限しないが、同一指定区分に係る試験は、甲種試験又は乙種試験のうちいずれか一しか受けることができない。

(3) 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。

(4) 受験手続

ア 受験願書受付期間

昭和42年7月6日から昭和42年7月12日まで（郵送の場合は、昭和42年7月12日までの日付けの消印のあるものは有効とする。）

イ 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課消防係

ウ 提出書類等

(ロ) 受験願書

所定の用紙（白色のもの）により、試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

(イ) 受験資格を有することを証明する書類

(ロ) 写真1葉

受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの

(ハ) 受験手数料及びその納付方法

ア 受験手数料

<p>甲種試験 1,500円 乙種試験 1,000円</p> <p>b 納付方法 a に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。 c 既納の手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。</p> <p>(5) その他 ア 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。</p> <p>2 特例消防設備士試験 (1) 試験の日時及び場所 ア 試験の日時 昭和42年8月1日、2日のうち受験票によって通知する日時 イ 試験の場所 鳥取市東町1丁目305番地 鳥取県自治会館大会議室</p> <p>(2) 試験の種類 ア 甲種消防設備士試験 (以下「甲種試験」という。) イ 乙種消防設備士試験 (以下「乙種試験」という。)</p> <p>(3) 試験の方法 試験は、講習及び筆記試験の方法により行なう。</p> <p>(4) 受験手続 ア 受験願書受付期間</p>	<p>昭和42年7月6日から昭和42年7月12日まで(郵送の場合昭和42年7月12日までの日付けの消印のあるものは有効とする。)</p> <p>1 受験願書の提出先 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課消防係</p> <p>ウ 提出書類等 (イ) 受験願書 所定の用紙(青色のもの)により、試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。 (ロ) 受験資格を有することを証明する書類 (ハ) 写真1葉 受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの (ニ) 受験手数料及び納付方法等 a 受験手数料 甲種試験 1,500円 乙種試験 1,000円 b 納付方法 a に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。 c 既納の手数料は申込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。</p> <p>(5) その他 ア 受験願書は各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。 イ その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。</p>
---	--

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

〔定価 一冊1圓月三三〇円(送料を含む)〕